

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和2年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和2年12月8日

石川県監査委員	焼田宏明
同	増江啓
同	山本次作
同	奥村豊美

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第7項に規定する令和元年度の補助金等の財政的援助を与えていたる団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（以下「財政的援助等に係る出納その他の事務の執行」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象団体毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象団体	監査実施年月日	監査の結果
公益財団法人能登原子力センター	令和2年10月29日	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
公益財団法人石川県臓器移植推進財団	"	"
ヒューマンネット・若草ホーム産業共同企業体	"	"
一般社団法人石川県金沢食肉公社	"	"
加賀商工会議所	令和2年11月9日	"
学校法人鶴来学園	令和2年11月10日	"
株式会社岸グリーンサービス	令和2年11月25日	"
七尾海陸運送株式会社	"	"
柿本商会・石垣メンテナンスグループ	令和2年11月26日	"
ナカダ・クラフトプロジェクト	"	"
株式会社トスマク・アイ	"	"
一般財団法人石川県県民ふれあい公社	"	"
学校法人北陸大谷学園	令和2年11月27日	"